

---

プロジェクト	IFRS 適用課題対応
項目	IFRS の適用上の課題とするか否かの検討： リスク分担型企業年金

---

## I 本資料の目的

1. 本資料は、リスク分担型企業年金の IFRS 上の会計処理について企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）において検討すべきとの意見が寄せられていることを踏まえ、これを IFRS 適用課題対応専門委員会（以下「当専門委員会」という。）において IFRS の適用上の課題として扱うテーマとするかどうかについての当委員会の事務局の分析をお示しすることを目的としている。

## II 当専門委員会において IFRS の適用上の課題として扱うテーマとするかどうかについての当委員会の事務局の分析

2. リスク分担型企業年金の IFRS 上の会計処理について当委員会において検討すべきとの意見が寄せられていることを踏まえ、これを当専門委員会において IFRS の適用上の課題として扱うテーマに選定するかどうかについては、当委員会の事務局が次のテーマ選定基準を総合的に分析することとされている。

- (1) 市場関係者から強いニーズが聞かれているか。
- (2) 我が国の多くの企業にとって重要な影響が生じる可能性が高いか。
- (3) 重要なばらつきが生じる可能性が高いか。

以下、個別に検討を行う。

### (市場関係者から強いニーズが聞かれているか)

3. リスク分担型企業年金については、現在、日本基準の開発が進められているが、その開発の過程で IFRS 上の会計処理について、明確化を要望する声が聞かれている。例えば、実務対応報告公開草案第 47 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（平成 28 年 6 月 2 日）に対するコメントにおいて、IFRS 上の会計処理を明確化することを求める意見が寄せられている。
4. IFRS を任意適用している企業（検討中の企業を含む。以下同じ。）のうち、リスク分担型企業年金の採用を検討する予定の企業から、その判断において会計処理が明

らかにされることが有用であるとの声が聞かれている。

5. これらの意見を併せて考えた場合、確定給付企業年金制度を採用している企業は相当数にのぼることから、IFRS 上の会計処理の明確化について相当程度強いニーズがあると考えられる。

**(我が国の多くの企業にとって重要な影響が生じる可能性が高いか)**

6. リスク分担型企業年金は、関連する法令が施行されておらず、現時点で採用している企業はなく、今後、IFRS を任意適用している企業のうち、どれだけの企業がリスク分担型企業年金を採用するか予見することは難しい。
7. しかしながら、リスク分担型企業年金について、これを確定給付制度と確定拠出制度のいずれに分類するかにより会計処理は大きく異なることになるため、仮にリスク分担型企業年金を実際に採用する企業が比較的少ない場合であっても、これらの企業にとっての影響は大きいものになると考えられる。
8. 以上により、リスク分担型企業年金は、影響を受ける企業数を予見することは難しいが、影響を受ける個々の企業にとっては重要な影響が生じる可能性のあるテーマであると考えられる。

**(重要なばらつきが生じる可能性が高いか)**

9. リスク分担型企業年金の IFRS 上の会計処理について当委員会において検討すべきとの意見における関係者の問題意識は、これが IFRS 上、確定給付制度と確定拠出制度のいずれに分類されるのかというものであり、ばらつきが生じる可能性があることを示していると考えられる。また、前述のとおり、確定給付制度と確定拠出制度の会計処理は大きく異なるため、ばらつきが生じるとすればそれは重要なばらつきになる可能性が高いテーマであると考えられる。

**(総合的な分析)**

10. リスク分担型企業年金の IFRS 上の会計処理の明確化については、市場関係者から相当程度強いニーズが聞かれており、採用する企業数は現時点では予見することが困難で未知数であるものの、将来、ばらつきが生じる可能性があり、そのばらつきは重要なばらつきになる可能性があると考えられる。よって、リスク分担型企業年

金について、当専門委員会において IFRS の適用上の課題として扱うテーマとすることが考えられる。

ディスカッション・ポイント

リスク分担型企业年金について、当専門委員会において IFRS の適用上の課題として扱うテーマとすることについてご意見いただきたい。

以 上